

○副議長（外崎浩子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十八番高橋啓君。

〔二十八番 高橋 啓君登壇〕

○二十八番（高橋 啓君） 議長よりお許しをいただきましたので一般質問の壇上に立たせていただきます。緑風会、高橋でございます。

冒頭、私からも改めましてこれまでの新型コロナウイルス感染症に関し、罹患された皆様にお見舞いを申し上げ、また、その感染によりお亡くなりになられました方々に衷心より御冥福をお祈り申し上げます。また、感染対策に昼夜を問わず当たられてこられました医療従事者の皆様並びに関係機関の皆様、そして知事はじめ県当局の皆様、また、関係自治体の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。一日も早い収束を願うものであります。

さて、今回は地域の皆様の声や地域を歩いて感じた課題、そして地域の現状を取り上げての質問となりますが、当局の御理解と前向きな検討をお願いいたします。

最初に、豪雪地帯対策基本計画の策定とその取組について伺います。

昨年は降雪の多い年でしたが、今年も昨年に増して降雪の多い年になりました。気候変動という言葉も聞かれますが、特に加美の地域は県内でも有数の降雪地域であります。その降雪により昨年は加美地域だけでも百七十件の農業用施設が倒壊、今年度も十二月二十五日からの降雪で農業用施設の倒壊被害が一月十四日時点で、すでに七十一件が発生しその後も増えております。その被害額だけでも一億円弱ともなりました。再建に取り組むにしても、資材の高騰が三割を超え、その調達にも時間を要する次第で今春の作付に大変支障を来している状況です。一月に発生したトンガ諸島沖火山噴火による津波被害を受けた養殖施設には御支援をいただきました、感謝申し上げます。同様に自然災害として降雪による倒壊被害を受けた農業用施設に対し、同様の基準でその支援をお願いしたいと思います。県の対応について伺います。

この降雪による農業用施設の被害は近年は毎年のように発生しており、特に地域では落雪による家屋被害や人身事故も発生しております。

こういった中、今年の県による国県道の除雪は大変すばらしいとお褒めの言葉も地域の方々からいただいております。ある方からは「私はここに六十年住んでいます、

このようなすばらしい除雪は初めてだ。」と、感謝の言葉もいただいた次第です。除雪は苦情の言葉は常にありますがお褒めの言葉はめったにありません。私も経験しておりますが、県関係当局皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

さて、ここからは総論として述べさせていただきますが、このような状況下で全国市町村の約三割に当たる五百三十二市町村が、法律で定められている豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯に指定されており、県内でも栗原市、大崎市、仙台市、白石市の四市及び加美町、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町の四町が豪雪地帯に指定されております。

この豪雪地帯の地域振興を目的に、地域の特性に応じた振興計画を立案、推進するため豪雪地帯を有する道府県の知事は豪雪地帯対策特別措置法に基づき、関係市町村長の意見を聴いて、豪雪地帯対策基本計画を定めることができるとされているもので、この計画には地域の交通及び通信の確保や農林業、商工業、その他の産業の振興、生活環境施設の整備、国土保全施設の整備、雪害の防除等に関する調査研究及び降雪量に係る情報収集等の体制整備、除排雪についての住民の協力体制の整備や地域間交流の促進などについて、雪害防除生活や利便性に地域差がある地域の振興計画を策定し、地域活性化を進めていくもので、これまでと更にその取組を進めていくこととするものです。隣接する福島県、山形県、秋田県、そして栃木県もこの豪雪計画を策定して県土づくりを進めています。豪雪地帯にはダムがあり、地域を潤すかんがい用水や飲料水の水源地域でもあります。また、水力の再生可能エネルギーの供給地域でもあります。豪雪地帯で生活し、そのハンディを払拭する地域振興計画には大いに期待するものがあります。豪雪地帯対策特別措置法に基づき、宮城県の豪雪地帯対策基本計画の策定と地域振興に向けた取組について伺います。

次に、風力発電施設の設定等に関するガイドラインの策定について伺います。

現在、国の二〇五〇年カーボンニュートラル方針を受けて再生可能エネルギーの導入が加速・促進されております。そういった中でこれまでの太陽光発電設置に関するガイドラインを見直し、更に条例化が提案され、進められております。再生可能エネルギーの導入拡大は、太陽光発電と共に現在風力発電事業計画も県内で進められております。気仙沼市に四基、石巻市に六基、すでに運転されており、また、加美郡並びに隣接する大崎市・栗原市域で現在計七地区で計画されておりますが、そのうち一地区は工事に着

手しており、一地区は計画が中止となっております。現在、進められている六地区で最大百七十五基の風力発電施設の設置が計画されております。発電量にすると年間十億キロワットアワー・約二十四万世帯分の年間電力消費量に相当します。二十四万世帯というと仙台市の約半分の世帯数に相当します。環境影響評価手続も現在段階的に進められており、その手続と技術指針に基づく評価は県が担っております。陸上風力は山間地や森林地域での設置が多いことから、自然環境の保全とその共生、そして災害への対応が必要となります。工事によって土砂災害を誘発させるような場所には設置しないよう、地すべり警戒区域や砂防法に基づく砂防指定地、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、土砂流失防備保安林や水源涵養保安林などの地域への設置を抑制する指針を示していく必要があると思います。また、設置、撤去の手続や地域住民等への説明、設置後の維持管理点検や市町村との連携などについてもその指針を示していくことが必要かと思えます。太陽光発電と同様に県内の自然環境の保全と災害への事前対策として、県内における風力発電施設設置等に関するガイドラインを策定し、事業の安全かつ自然との調和を図った指針を示していくべきと思うがどうか、伺います。

また、同様に今後導入が拡大するであろう再生可能エネルギーの中で太陽光や風力のほか、地熱やバイオマスなどの施設の設置に関しても県の指針をうたっておく必要があるかと思えます。一定規模以上の再生可能エネルギー施設設置についても、その指針を示したガイドラインの策定を検討してはどうか、伺います。

次に、結婚支援対策について伺います。

人口減少対策の一つの方策として結婚支援があります。宮城県の婚姻率は人口一人当たり三・九、全国平均の四・三より低く、また、離婚率も一・五六と全国平均一・五七より若干低いという状況であります。県が昨年九月より二十歳から四十九歳までの独身の方対象に開始したAIマッチングによる結婚支援事業につきましては評判は上々で、政策的にも高評価を受けていると思えます。私も成果に大いに期待しているところであり、事前にお互いの情報をマッチングするので、趣味が一緒だったり結婚後も安心する要素が十分にあるお見合いとなり、また、県が仲立ちする安心感もあって人気があるところだと思います。地元でもそういった相談も多々ありますので紹介させていただきます。知事や担当部局の努力に感謝申し上げ、すばらしい事業なのでPR

を兼ねて取り上げさせていただきました。そこで、市町村との連携を含め、現在の登録状況や事業の実施状況などについて伺います。

また、当事業のこれまでの成果と来年度の事業概要について伺います。

次に、企業誘致の動向と推移について伺います。

経済産業省の工場立地動向調査によると、平成二十一年度から令和二年度までの県内への企業立地件数は三百六十五件ということで、平均すると年二十八社にもなります。一方、工場の新增設により交付されるみやぎ企業立地奨励金交付企業は百九十一社ありました。交付額は十三年間で百九十五億円になりますが、雇用者数は二万九百四十八人となっております。奨励金交付以外の企業も換算すると、雇用者数は更に多いと思えます。主な立地企業四十七社を見ると、トヨタ自動車東日本に代表される自動車関連産業が十四社、東京エレクトロン宮城に代表される高度電子機械産業が十二社、食品関連産業が十三社、航空宇宙関連産業が二社、木材関連産業が二社、その他、印刷業、化粧品製造業、土石製品製造業、生産用機械器具製造が各一社となっております。「この実績に満足せず、更に企業誘致を進めていきたい。」と知事は所信を述べられておりますが、今後進めようとしている企業立地政策についてその受入れ体制整備も含め、今後の方針と展開について伺います。

また、アフターコロナ時代における地方への人と企業の新たな動きとして、首都圏からの地方移転が検討されています。関東経済産業局が東京圏に拠点を持つ企業三千四百四十三社を対象に地方移転に関する動向調査を行ったところ、移転検討企業は一割、移転関心企業が三割という結果でした。企業が考える移転先選定条件は、コスト、営業の機会、インフラ、雇用となっております。このうち、雇用については企業立地や移転には大変重要な要素であり、その雇用確保対策として県内高卒・大卒者の県内就職の現状について伺います。

次に、今後の農業の方向性と後継者対策について伺います。

今や農業を取り巻く環境は、高齢化に伴う担い手不足が深刻化しております。そういった中での集落営農組織や法人化及び大規模個人経営などへの進展は見られますが、大規模経営のための資金や経営基盤が弱く、更に耕作不能地、病害虫対策、米価下落などの要因で厳しい経営状況にあるのが現状です。地元生産者からは大規模個人経営者や

法人経営への支援並びに担い手への支援、先端農業技術支援や高性能機械導入への支援、また、大豆・麦生産適地への作付誘導支援などの相談や要望が寄せられています。米生産の大幅な減少と作付転換を推奨する国の方針を受けて、農業経営の在り方が大きく転換されつつある中、新しい技術の導入や転換作物の奨励、事業継承、農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題を抱え、新しい農業と地域農業の五年後、十年後の展望を地域の方々と描いていくため、地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めての地域農業の方向性について伺います。

また、中山間地域の農業生産の在り方についても御所見をいただければと思います。次に、森林伐採と再造林の必要性について伺います。

県土の約六割を占め、木材の生産のみならず洪水や濁水を防ぎおいしい水を提供する森林。自然災害を防ぎ、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止にも寄与し、また、憩いの場や教育の場として県民の生活に欠かせない様々な公益的機能を有する森林。今、地域を回って気づくのは森林が伐採され、それも皆伐された山林の姿が目立って多くなつたということです。近くに寄って伐採後の姿を見ると再造林が実施されていません。このまま放置すれば伐採根は腐食し、斜面崩壊に繋がります。斜面崩壊防止や二酸化炭素の吸収源となる森林の確保と保全への対応策を打ち出していかねばならないと感じます。森林の役割を持続するため、また、地球温暖化防止対策として主伐から再造林を推進すべきであるが、地権者に伺ってみると、切り出しまではできるが再造林までの収益が出ないということと再造林をできかねているとのこととです。現在の県内の森林の状況はどうか、県内の森林における年間伐採面積と再造林面積の状況について伺います。

現在、県でも状況を鑑み、造林面積として年四百ヘクタールの目標を掲げ、その実現に向けた再造林の計画をスタートさせているとお聞きます。大変素晴らしいことと思います。その具体的な取組について伺います。

県民がみやぎ環境税の使い道で最も希望したのが森林の育成でした。それに応えていくためにも、森林伐採と再造林への対応についてももう一步踏み込んで制度を拡充し、伐採後の利用計画のない森林への再造林を促進するための事業者支援として苗木費等の助成などに乗り出してはどうか、伺います。

また、森林環境譲与税による森林整備はどれくらい行われているのか。また、配分額が少なく事業化はされていない自治体がほとんどだと思いますが、森林台帳の策定や管理の委託など市町村の森林環境譲与税の使途状況について伺います。

最後に、鳴瀬川ダム建設に伴う地域の安全と河川管理の継承について伺います。

鳴瀬川総合開発に伴う損失補償に関する協定調印式が昨年九月二十五日に行われ、鳴瀬川ダム建設の附帯工事が来年度から開始される予定です。完成は、十五年後の令和十八年度の予定となりますが、既存の漆沢ダムは一千六百万トンの洪水調整専用ダムになり、新設の鳴瀬川ダムは洪水調整に一千二百五十万トン、利水及び発電用に三千二十万トン、合わせて四千二百七十万トンの多目的ダムとなります。完成時には鳴瀬川流域内へのかんがい用水と発電及び洪水調整を行い、浸水区域の解消にもつながるものとなりますが、そこで県と国の関係やダム管理について、五点について伺います。

一、鳴瀬川ダム完成後、漆沢ダムも併せて国が運転・管理を担うことになると思いますが、漆沢ダムに係る財産を含めた継承や移行時期について伺います。

次に、二つのダムが並行して管理されることとなりますが、鳴瀬川の通常時の流量は維持されるのか。また、洪水時の事前放流に係る運用は継承されるか伺います。

三、河川管理区分について、ダム上流域の管理とダム下流域の河川管理者はこれまでどおり県となるのか、国の管理区間に挟まれた県管理区間もこれまでどおりとなるのか、河川の一体的な管理について伺います。

四、ダム完成後、付け替え道路は県に移管され、県管理となるのか伺います。

最後に、ダム建設に伴う交通量の増大や雪害対策のため建設現場に近い加美町小瀬西部地区、ここは路側帯がなく側溝がない所や蓋もない所も多く、また、歩道もないので大変危険で融雪側溝や除雪ストック場の整備が必要です。小瀬西部地区をはじめとする国道三百四十七号の整備が必要と思うかどうか、伺います。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 高橋啓議員の一般質問にお答えいたします。大綱七点（ごいま

した。

まず、大綱三点目、結婚支援対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、AIマッチングシステムによる支援事業の登録及び実施状況についてのお尋ねにお答えいたします。

県では昨年九月にみやぎ結婚支援センターみやマリ！をオープンし、十一月からAIマッチングシステムを活用した支援をスタートいたしました。これまでに二千人を超える方からの仮登録申込みがあり、年収や独身を確認する面談を経て本登録となった方は、先月十四日時点で一千三百三十五人となっております。集計の関係で十四日が最新の状況であります。このほか、センターでは婚活イベントを対面とオンラインでそれぞれ三回実施し、延べ七十二人が参加、十五組三十人が交際に進んでおります。市町村との連携では広報誌などでのPRのほか、七つの市町、延べ二十か所で実施したセンターの出張登録会の運営に御協力いただき、五百人以上の方が登録されました。更に会員登録料の助成を実施済み、または検討中の市町村もあり、会員の増加につながっているものと認識しております。

次に、これまでの成果と来年度の事業についての御質問にお答えいたします。

みやマリ！の成果といたしまして、先月十四日時点でAIによるお相手の自動紹介件数は約一万件、お見合い成立組数は延べ九百六十七組、交際成立組数は延べ三百十二組となっております。また、交際を経て四組八人の方々結婚に向け既に退会されており、私といたしましても心よりお祝い申し上げますとともに、AIマッチングの効果を改めて実感しているところであります。来年度も引き続き市町村と連携しながら、これまでに以上に出張登録会の開催地をふやすなどセンターの取組を強化するとともに、機会を捉えて企業や各種団体等にもみやマリ！の周知を図り、結婚を希望する方々に多くの出会いの機会を提供してまいりたいと考えております。

次に、大綱四点目、企業誘致の動向と推移についての御質問のうち、今後の方針と展開についてのお尋ねにお答えいたします。

世界的な半導体需要のかつてない高まりにより、高度電子機械関連産業分野の積極的な投資が見込まれるほか、自動車のカーボンニュートラル対応や国際情勢の変化による製造業の国内回帰やサプライチェーン再構築といった新たな動きも見られます。県内

ではものづくり産業を中心に企業誘致に積極的に取り組み、企業の立地が順調に進んだ結果、企業ニーズに対応した新たな産業用地の整備が求められている状況にあります。このため県では、次世代放射光施設など企業にとって魅力ある立地環境のPRや企業立地奨励金などの優遇制度により、高度電子機械、自動車、食品関連産業を中心に誘致活動をより強力に展開していくとともに、企業ニーズに対応した用地が提供できるよう、市町村の産業用地造成に向けた調査への支援も含め、新たな産業用地の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、大綱五点目、今後の農業の方向性と後継者対策についての御質問のうち、地域農業の担い手と方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、昨年三月に本県農政の長期計画である第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画を策定しており、この中で地域農業の担い手については、これまで進めてきた大規模経営体の育成に加え、意欲ある中小の家族経営体も含めた様々な経営規模の優れた経営感覚を持つ農業経営者を育成することとしております。一方、市町村においても人・農地プランが作成されており、多様な人材を活用し、地域農業の維持・発展を目指しております。県といたしましては、人・農地プランの法定化の動きも踏まえ、市町村や関係機関と連携して地域住民による話し合いの場を設けながら、それぞれの地域農業の将来像を描いていけるよう支援してまいります。

次に、大綱六点目、森林伐採と再造林の必要性についての御質問のうち、市町村における森林環境譲与税の用途についてのお尋ねにお答えいたします。

今年度、大崎市と栗原市では森林所有者の意向調査を基に経営管理権集積計画が策定されるとともに、十三の市町では集積計画策定に向けた準備が進み、間伐等の実施が見込まれております。また、新たに三つの市町が集落上流部などの緊急性の高い箇所を対象とした保育間伐や危険木除去等に着手し、森林の防災機能を高めるための取組が七つの市町に拡大したところであります。このほか、森林作業道の維持・修繕や森林管理の基本情報となる林地台帳の整備、森林情報管理システムの導入など、市町村の実情に応じた活用が着実に進んでおります。県といたしましては、税創設の目的に則した活用が更に進むよう、林業普及指導職員による伴走型の支援や活用事例の提供などを引き続き行つてまいりたいと考えております。



私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 企画部長志賀真幸君。

〔企画部長 志賀真幸君登壇〕

○企画部長（志賀真幸君） 大綱一点目、豪雪地帯対策基本計画の策定と取組についての御質問のうち、我が県における計画の策定と取組についてのお尋ねにお答えいたします。

豪雪地帯を抱える二十四道府県のうち、豪雪地帯対策基本計画を定めているのは、現在九県であり、東北六県においては秋田県、山形県、福島県の三県となっております。必ずしも多くの道府県において計画が策定されていない背景としては、策定が任意であることに加え、おおむね対象地域が重なる過疎法を通じた市町村支援が行われていることなどによるものと認識しております。我が県におきましても過疎法の下で産業振興や各種基盤整備等の対策を進めてきたほか、ボランティア募集を通じた除雪体制の強化やライブカメラによる冬期の路面状況の監視など豪雪対策にも取り組んでまいりました。また、必要に応じ全国積雪寒冷地帯振興協議会を通じ、国への要望活動等も行っているところであり、引き続き関係市町と連携し、豪雪地帯の振興に取り組んでまいります。私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長鈴木秀人君。

〔環境生活部長 鈴木秀人君登壇〕

○環境生活部長（鈴木秀人君） 大綱二点目、風力発電施設の設置等に関するガイドラインの策定についての御質問にお答えいたします。

風力発電や地熱発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギー施設は、電気事業法など様々な関係法令による手続が求められているほか、一定規模以上の施設については環境影響評価の手続の中で公開図書の縦覧や住民説明などが義務づけられており、県としては事業者に対して環境に配慮したよりよい事業計画の策定を求めることができると考えております。また、国ではエネルギー種別ごとにガイドラインを策定し、その中で住民との適切なコミュニケーションを図ることや、企画立案から設計・施工、稼働後の維持管理、事業終了後の撤去に至るまでの各段階において遵守すべき事項等を示していることから、事業者はこのガイドラインに則して適切に事業を実施することが求められ

ております。県といたしましては、市町村と情報共有を図りながら、引き続き事業者に対して国のガイドラインの周知及び関係法令遵守の徹底を図ることで、地域と共生した適切な事業となるよう努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱四点目、企業誘致の動向と推移についての御質問のうち、立地企業の雇用確保対策と高卒・大卒者の県内就職の現状についてのお尋ねにお答えいたします。

生産年齢人口の減少が進む中、企業の立地・移転検討に当たっては、必要な人材の確保が重要な判断材料となっているものと認識しております。このため、県では企業誘致を担当する産業立地推進課に人材確保担当の専任職員を配置し、立地企業の業務内容や就労環境等を学校に直接PRする機会を設けるなど、伴走型支援に取り組み、短期的な人材確保だけではなく長期的な企業と学校との良好な関係の維持にもつなげております。県内就職の状況については、昨年三月卒業の高校生のうち県内就職者の割合は八〇・七％、大学生等では四五・二％となっております。今後、生産年齢人口が減少していく中で、企業が必要とする人材を確保できるよう高校生や大学生等の県内就職支援に一層取り組み、地元定着率を向上させるとともに県外学生に対する県内企業の認知度向上にも鋭意取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱一点目、豪雪地帯対策基本計画の策定と取組についての御質問のうち、降雪による農業用施設の倒壊被害への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年十二月末以降の大雪等による農業用施設被害は百二十一件、被害額約一億三千五百万円となっております。その被害は加美町、色麻町、大崎市に集中しております。県では、今回の大雪被害を受けて当面の対策として実質無利子の短期運転資金である農林業

経営サポート資金と、長期運転資金である農林業災害対策資金を二月十四日付で発動したところであります。なお、施設の復旧については農業共済制度による補償が基本となりますが、今回の被害については作付転換営農継続支援事業など既存の事業も活用し、支援を行ってまいります。

次に大綱五点目、今後の農業の方向性と後継者対策についての御質問のうち、中山間地域の農業生産についてのお尋ねにお答えいたします。

中山間地域の農業生産の在るべき姿を考えるに当たっては、それぞれの地域の地理的条件や担い手の状況などに応じて、個別・具体的に取り組むことが重要であると考えております。このため県では中山間地域の課題解決に向けて農産物直売所の人気商品となるシャインマスカットの生産拡大支援やフサスグリなどの地域資源を活用した六次産業化支援、地力が低い農地でも生産可能なクロマツの栽培支援などを行っております。また、労働力不足に対応するためドローンによる防除作業や水田センサー活用による省力化技術の導入を支援しております。更に、条件不利地における農業生産活動の継続や効率化を図るため、地域特性に応じた簡易な基盤整備による耕作条件改善や共同活動による農地保全等を支援しております。県といたしましては、中山間地域においても明るい将来像が描けるよう、それぞれの地域特性に応じ収益性の高い農業の確立と地域のにぎわいづくりにしっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 水産林政部長佐藤靖君。

〔水産林政部長 佐藤 靖君登壇〕

○水産林政部長（佐藤 靖君） 大綱六点目、森林伐採と再造林の必要性についての御質問のうち、年間伐採面積と再造林面積についてのお尋ねにお答えいたします。

県内の私有林のうち、スギなどの人工林は約八割が三十六年生以上の利用期を迎えております。これらの人工林では年間約七百から一千ヘクタールが主伐され、木材として供給される一方、伐採後の再造林面積は年間二百ヘクタールほどと主伐に対する再造林面積の割合は約二〇%にとどまっております。県といたしましては、将来の森林資源を確保し、持続可能な林業を実現する上でも、再造林の推進は重要な課題であると認識しております。

次に、造林面積の目標実現に向けた具体的な取組についての御質問にお答えいたします。

再造林が進まない大きな要因として、主伐による収入に対し造林や下刈りに要する費用が大きい状況があることから、森林施業の省力化・低コスト化を進めることが重要な課題であると認識しております。このため県では、今年度一貫作業による再造林の補助率を引き上げたほか、みやぎ環境税によるチャレンジみやぎ五百万本造林事業を新たに創設し、事業者からの公募提案による低コスト再造林モデルの取組を支援しております。公募提案には八事業者からの応募があり、低密度植栽による一貫作業や大苗植栽による下刈り回数の低減、自動下刈り機の活用など様々な取組が実施されているところであります。今後とも低コスト再造林の取組を積極的に支援し、造林面積の目標実現に努めてまいります。

次に、利用計画がない森林の再造林支援策についての御質問にお答えいたします。

伐採後の利用計画がなく、長期間放置される伐採跡地が発生する要因として、林業の収益性の課題に加え伐採を専業とする事業者の場合には、伐採後の再造林の働きかけが森林所有者に十分に行われていないことなどが考えられます。他県においては県が策定したガイドラインに基づき、伐採事業者が森林組合と連携し伐採前から森林所有者に再造林を働きかけている事例があります。県といたしましては、補助事業を活用した森林施業の省力化・低コスト化の取組に加え、こうした他県の事例などを参考にしながら、伐採事業者と森林組合との協定の締結を推進するなど、伐採から再造林まで計画的に行うことができるよう取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 土木部長佐藤達也君。

〔土木部長 佐藤達也君登壇〕

○土木部長（佐藤達也君） 大綱七点目、鳴瀬川ダム建設に伴う地域の安全と河川管理の継承についての御質問のうち、漆沢ダムについてのお尋ねにお答えいたします。

鳴瀬川総合開発事業においては、鳴瀬川ダムの完成後に漆沢ダムの治水専用化に向けた再開発を行う予定となっております。お尋ねのありました漆沢ダムの財産及び管理の国への継承は、その再開発着手前に行うこととしております。県といたしましては、本事

業が流域の安全・安心を向上させるために大変重要なものであることから、漆沢ダムの管理を適切に移管することを含め、事業の円滑な推進に向け、引き続き国などの関係機関と調整を進めてまいります。

次に、通常時の流量及び事前放流についての御質問にお答えいたします。

現在、漆沢ダムの利水容量は六百五十万立方メートルですが、完成後の鳴瀬川ダムにおいては三千二十万立方メートルへと大幅に増加するため、通常時の流量はこれまで以上に確保されることとなります。また、漆沢ダムにおける事前放流については、治水専用化に伴い利水容量を持たないダムとなるため終了し、鳴瀬川ダムに移行することとなります。鳴瀬川ダムにおける事前放流については、今後国において検討が進められることとなりますが、活用可能な利水容量が大幅に増加することから、より効率的に実施されるものと考えております。

次に、河川管理への影響についての御質問にお答えいたします。

鳴瀬川については、総延長約七十八キロメートルのうち大崎市と加美町の境界から下流の約四十一キロメートルが国管理区間、その上流の約三十七キロメートルが県管理区間となっております。現在の県管理区間に建設される鳴瀬川ダム及び再開発される漆沢ダムは、国がダム本体及び貯水池を管理し、県がその上下流の区域を引き続き管理することとなります。県内には七ヶ宿ダムなど国管理ダムが三か所設置されており、いずれもダム下流については鳴瀬川と同様に、県管理区間が国管理区間に挟まれておりますが、国と県が連携して一体的な管理を行っていることから、鳴瀬川においても河川管理上の支障はないものと考えております。

次に、鳴瀬川ダム付け替え道路の管理についての御質問にお答えいたします。

鳴瀬川ダムの建設により国道三百四十七号の一部が水没することから、国では加美町門沢地区から筒砂子地区までの約九キロメートルの区間において、付け替え道路を整備する予定であり、完成後は国道三百四十七号として県が管理することとしております。次に、国道三百四十七号の整備についての御質問にお答えいたします。

本路線は県内でも有数の豪雪地帯を通過することから、冬期間のより安全な通行を確保するため、県ではこれまで加美町内において人家が連続する区間の歩道整備をはじめ、円滑な除排雪に向けた道路拡幅や流雪溝などの整備を実施してきたほか、重点的に

除融雪を行うなど適切な維持管理にも取り組んできたところです。今後、鳴瀬川ダムの建設に伴い、工事関係車両等による交通量の増加が見込まれることから、ダム建設現場に近い小瀬西部地区をはじめとする国道三百四十七号の安全で円滑な交通確保に向けて、除融雪の徹底など維持管理の充実・強化に努めるとともに、新たな道路施設整備等についても地元の方々の御意見を伺いながら、国や加美町などの関係機関と調整してまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 二十八番高橋啓君。

○二十八番（高橋 啓君） 御回答ありがとうございます。若干、再質問させていただきます。

最初に、農業用施設の雪害に対する御回答でございました。要望等させていただきましたが、特に今回は加美郡中心の雪害でした。加美郡内だけの雪害ということでしたので、昨年は全国的に雪害が多くて国に動いていただけたという状況があります。雪害の状況が去年よりも少ないということで、今年は国でも対応は難しいということでしたので、この雪害も先ほど説明した津波被害等と同様の自然災害として、共済の該当にならないところが多分にあるということ、今後、そういったところに対しての基準的なものをつくっていただければと思っております。先ほど説明したとおり農業再建に当たった建設費、資材だけで三割で全体では五割ぐらいの上昇があるんです。そういった中で生産者も大変厳しい経営を強いられているのが現状でございます。その意欲向上のために、なお検討いただければと要望させていただきます。

また、貸付けや作付転換営農継続支援事業も御説明いただきましたが、採択要件が多分に厳しいところもある事業ですので、地域でまた検討させていただきたいということでございます。この件については以上でございます。ありがとうございます。

次に、鳴瀬川ダム建設に伴う国と県の連携について伺います。

ダム建設に伴って安全なダム建設と工事運搬車両、国道三百四十七号について先ほど説明いただきました。道路管理者との協議について終わっていらっしゃるのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

○副議長（外崎浩子君） 土木部長佐藤達也君。

○土木部長（佐藤達也君） 鳴瀬川ダムの建設に伴う付け替え道路に関しては今議会でアロケーション部分の議案を提出しておりますので、それについてはおおむね協議を進めているという状況になっております。一方、現道をどのように使っていくかということに對しましては、国のほうでその工事用車両のルートを含めた施工計画の検討を現在行っていると伺っておりますので、その中に我々としても加美町と一緒にそういった協議に参加していくこととしております。

○副議長（外崎浩子君） 二十八番高橋啓君。

○二十八番（高橋 啓君） 今の道路協議については、完成後の補償関係の協議も同じように出てくると。協議がまだされていないので、今後そういった協議が進められるということですのでよろしいということですね。ありがとうございました。

次に、これまで県が培ってきたダム管理、そして河川管理、継承されるということでございますので、改めまして地域からの要望が大変高い自然環境と魚類資源を守るダムの運転管理について、そういったところも継承されるかどうか、お伺いさせていただきます。

○副議長（外崎浩子君） 土木部長佐藤達也君。

○土木部長（佐藤達也君） 鳴瀬川ダム建設に当たっては、環境影響評価を国で実施しております。その中でダム完成後においてもいろいろ監視をしていくということについても記載されておりますので、県としてはその環境影響評価書に基づいた対応をしっかり行っていたければ、これまでどおりの対応ができるかと考えておりますので、そういったことをしっかりと要請してまいりたいと思っております。

○副議長（外崎浩子君） 二十八番高橋啓君。

○二十八番（高橋 啓君） 私も環境影響評価の大臣からの通達を読ませていただきました。あのとおり今後進められるということと理解させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、これまで県が行ってきましたダムの放流時の警報とか、それからダム放流情報の発信につきまして完成後国からの発信となるのか、また、県のホームページ等での情報発信についてはどのように方向性が決められているのか、お伺いさせていただきます。

○副議長（外崎浩子君） 土木部長佐藤達也君。

○土木部長（佐藤達也君） ダム管理をしている、国とか県から直接市町に対して情報発信するのは、例えばホットラインというものがございますが、それは国に移管するので、今まで県が行っていたものを国のほうで行うということになります。一方、そういった情報の提供につきましては国では川の防災情報というのがございます。県では宮城県河川流域情報システム、MIRAIと言われているものがございまして、どちらにも国の情報と県の情報と両方とも同じ中身の情報がアップされることになりますので、情報としてはどちらを見ても両方の情報を入手できるというような体制となっております。

○副議長（外崎浩子君） 二十八番高橋啓君。

○二十八番（高橋 啓君） 最後に、これは答えられる範囲でいいんですけども、ダム建設で孤立する地区が付け替え道路の大分下のほうに漆沢地区の集落があるんですけど、そういったところの活性化対策とかそれからダム湖の利活用等についてお答えできる範囲内でよろしくお願ひします。

○副議長（外崎浩子君） 土木部長佐藤達也君。

○土木部長（佐藤達也君） 漆沢ダムではこれまでもかなり長い間、漆沢ダム祭りというものを地元の方々と一緒に、町と一緒にやってまいりました。そういったことのやり方も我々としては理解しているつもりですし、また、今度国のほうの例えばダムの建設中ですとかダム完成後についてのダムを活用したインフラツーリズムのような活動も可能かと思っておりますので、そういったことについても国と加美町と連携しながら、いろいろ協議してまいりたいと思います。

○副議長（外崎浩子君） 二十八番高橋啓君。

○二十八番（高橋 啓君） どうぞよろしくいたします。

続きまして、風力及び再生可能エネルギーに関する問題についてお伺いさせていただきます。

現在、仮称なんですけれども、太陽光発電施設の設置等に関する条例化が進められています。太陽光発電施設の設置に関するガイドラインが今現在県で策定してあるんですけれども、条例設置後、そのガイドラインについてはどのような対応になるのか、



お伺いさせていただきます。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 太陽光に関してのガイドラインなんですけれども、二年前につくりまして、それで事業者に対して事業計画の提出とかあるいは維持管理計画の提出を求めてまいりました。これは協力です。ただ、なかなか協力要請に応じて要請比率が上がらなかつたと、大体六割ぐらいしかなかったということがありまして、今回太陽光については、先ほど申し上げました事業計画の提出の義務化とか、あるいは維持管理計画の提出の義務化とか、そういったことを求める条例化に向けて、今現在検討を進めているということでございます。そういうこともありますので、これまでの太陽光に関してのガイドラインは、条例に置き換わるということで考えています。

○副議長（外崎浩子君） 二十八番高橋啓君。

○二十八番（高橋 啓君） そうすると、ガイドラインは廃止になるということで理解していいですね。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 条例を提出する時期がいつかというのは未定でございますけれども、提出し成立した暁についてはその辺の廃止に向けての整理をしたいと思えます。

○副議長（外崎浩子君） 二十八番高橋啓君。

○二十八番（高橋 啓君） 関連なんですけど、本来なら太陽光発電とそれから再生可能エネルギー、風力とか地熱、バイオマス等々あるんですけれども、再生可能エネルギー設置条例という形で、本来全て入れた形で条例化を進めればいいんですけれども、前の村上久仁議員からも御説明あったとおり、今、先行している五つの自治体は自然と調和した形の再生エネルギーの推進を求める条例化を進めております。県は太陽光をずっと先行させてきたという経緯があつて、今回も太陽光の条例を策定するということなんですけれども、環境生活部長の発言の中で、風力は環境影響評価でその対応は可能であるという回答でしたが、環境影響評価条例は技術審査、それから手続条例でございますので、果たしてその設置に関する様々な問題がある中で、先ほど申し上げた設置・撤去の報告の義務化とか復元、それから設置を抑制する区域。今回、太陽光はそういった抑

制する、規制する区域を定めているんですけども、ほかの再生可能エネルギーはそういったものは一切ないですよとなりますので、どこでも建てていいですよ。ただし、環境影響評価でもちろん判断されますので、それぞれ排除はされるという流れになっていってしまうんですけれども、そういった流れで対応は十分なのか、その辺ちよっとお聞きさせていただきます。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） 御指摘のとおり、設置区域、禁止区域も含めて規制区域、そういった規制を図るためには環境影響評価法、あるいは環境影響評価条例といった、アセスメントの手続では対応することはかなわないと思っておりますので、そういった規制区域を設けるに当たっては太陽光と同じように条例に盛って設置しなければいけないということになるかと思えます。ただ、他県の状況などを見ながら、一つ判断することになるかと思えます。ただ、なぜ太陽光以外の風力、あるいはバイオマスもそうなんです、アセスメントの手続の中で対応可能かと申し上げたのかということになります、再生可能エネルギー設置をめぐる住民とのトラブル、この起点はですね、住民側がその事業計画を詳細に分からない、あるいは市町村、県が事業計画の詳細が分からないという、それが出発点になります。なので、手続の点においてその事業計画をきちんと把握する手続が必要だということ、これまで太陽光についてはガイドラインをつくってきた。ただそれも、なかなか協力が得られないということがありましたので、条例化に移るということになります。ただ、それ以外の風力あるいはバイオマス、これはアセスメントの手続がほぼ適用されるということになりますので、その手続の中でその事業計画の把握、あるいはその後の維持管理計画の把握に努めてまいりたいと、こういう立てつけにしたいと思っております。

○副議長（外崎浩子君） 二十八番高橋啓君。

○二十八番（高橋 啓君） 今の部長の答弁の中で、太陽光は規制している区域をきちんと定めて進めていく。ただ、今回の条例を見ると風力とか再生可能エネルギーも、ただ名前を同じにすれば同じような規制ができる条例になっているようですので、太陽光に絞らないで再生可能エネルギー全体でそういった条例化の中に入れて進めたほうがよいのではないかと私は思うんです。再生可能エネルギーの中で、特に今回は風力

に関して環境影響評価の改正が進められているんですが、その中で六地区の計画区域が進んでいて、その計画区域の隣接地が環境影響評価の審査の対象になっている、要は、計画区域が近いということがあって影響するんじゃないのかと。そういった規制は、環境影響評価の中ではされるのかということをお聞きいたします。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長鈴木秀人君。

○環境生活部長（鈴木秀人君） アセスメントの手続の中ではその他の地域も含めまして、それぞれ事業区域ごとにどう環境に影響を来すのか、それを審査するというようになります。ただ、その過程の中でその隣と抵触する、ぶつかり合うところがあるうとすれば、もちろんその話合いの中で事業者に対してなるべく影響しないようにという、その区域ごと影響しないようにと、それを助言として行うということになるかと思いません。

○副議長（外崎浩子君） 二十八番高橋啓君。

○二十八番（高橋 啓君） 時間になりました。以上をもって終了させていただきます。どうもありがとうございます。